平成２９年（フ）第１９６号
静岡市葵区牛妻199番地
破産者　杉山　宗平
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２２４号
静岡市清水区但沼町807番地の６
破産者　堀池眞由美
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４５７号
静岡県伊東市宇佐美3355番地の84
破産者　河本　行広
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
静岡県伊豆の国市長岡415番地の１、前住所静岡県伊豆の国市長岡726番地　フジハイツ101号
破産者　竹森　洋子
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７５号
名古屋市西区新道１丁目３番31号　サニーハイツ407号
破産者　米坂　光生
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４２８号
名古屋市中川区荒中町259番地　Ｔｈｅ　Ｇｒｅｙｈｏｕｓｅ　102、従前の住所名古屋市中村区角割町１丁目22番地の１　アーバンライフ黄金201号
破産者　髙橋　晋平
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９５号
名古屋市東区黒門町93番地の１　カーサアンデルセン１Ｃ号
破産者　栗本　　誠
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１号
神戸市中央区上筒井通５丁目４番13号アヴェール上筒井201号室、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町８丁目11番５号
破産者　山本　　翔
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８７号
兵庫県三田市ゆりのき台４丁目22番地129
破産者　植村　　良
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２２号
神戸市中央区小野柄通３丁目１番２－205号
破産者　ペルジョイアこと　山崎　佐織
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６２号
広島市中区光南４丁目２番26―302号
破産者　多田　清美
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１４号
大分市大字市516番地の３（Ｋ’Ｓビル201)、申立時の住所大分市富士見が丘東４丁目12番３号
破産者　執行智英子
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４０５号
大分市花津留１丁目５番８号（メゾンＦＵＪⅠⅢ201)、開始決定時の住所大分県豊後大野市大野町屋原1533番地
破産者　兒島　義彦
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８９号
大分県別府市大字亀川1027番地の１　サンハイツ四の湯101号
破産者　小島　　光
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７３号
北海道雨竜郡秩父別町1526番地の１　中央西Ｃ団地３－４号棟２号室
破産者　神田沙弥香
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
北海道河東郡音更町宝来西町南１丁目４番地21　田中マンションＤ２号室、破産手続開始決定時の住所北海道河東郡音更町大通11丁目４番地７
破産者　橋口　辰明
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
北海道帯広市西６条南39丁目１番15号　ボーディングハウスパート１―105号室
破産者　安藤　尚美
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
北海道中川郡幕別町忠類栄町447番地１　コーポアルコ１号室
破産者　西澤　徳正
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係